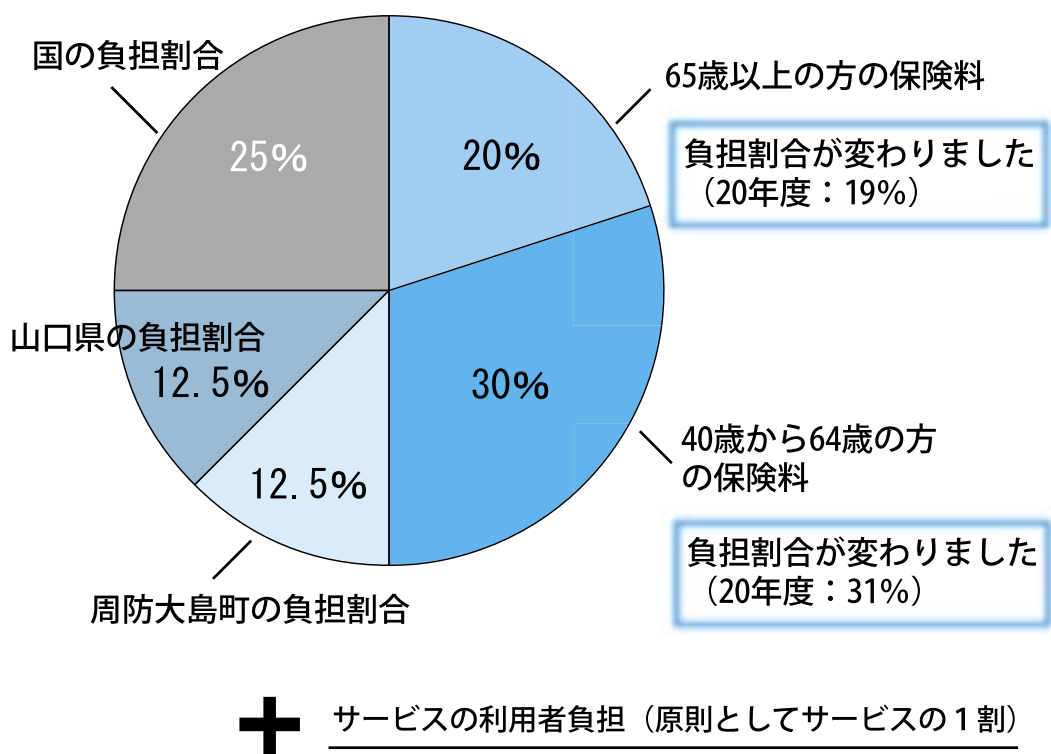


■介護保険は介護保険料と公費で運営されます

介護保険は、下記の円グラフのとおり、40歳以上のみなさんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。

誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）



介護保険制度では制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて平成21年度から平成23年度までの第4期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用をまかなうために新たに保険料を算定しました。

介護保険は40歳になったら加入します

介護保険に加入するのは40歳になった月（40歳の誕生日の前日の月）からになります。誕生月が月の初日の方は前月になります。

40歳になったとき（第2号被保険者）		65歳になったとき（第1号被保険者）	
(例) 7月1日生まれ ▽ 6月から第2号被保険者となります	(例) 7月2日生まれ ▽ 7月から第2号被保険者となります	(例) 9月1日生まれ ▽ 8月から第1号被保険者となります	(例) 9月2日生まれ ▽ 9月から第1号被保険者となります

- 介護保険に加入するための手続きは、第1号被保険者については市町村ごとに、第2号被保険者については各医療保険ごとに行いますので、個別に手続きをする必要はありません（被保険者になったあと、転出入する場合などは届け出が必要となります）。
- 国民健康保険に加入している第2号被保険者の方が65歳になる年度については、第1号被保険者に加入する月の前月分までであらかじめ国民健康保険税を計算しています。
- 65歳になった方（第1号被保険者）には、65歳の誕生月（誕生日が月の初日の方は前月）に介護保険証（介護保険被保険者証）を送付します。